

議案第29号

東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則の制定について

東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則を定めることについて、次のとおり提案する。

令和3年10月28日提出

東広島市教育委員会

教育長 津 森 毅

1 提案理由

東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和3年東広島市条例第35号。以下「条例」という。）第9条第7項の規定に基づき、東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、この議案を提出するものである。

2 制定案

別紙のとおり

3 施行期日

公布の日

4 根拠法令

文化財保護法（昭和25年法律第214号）

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定め

るものとする。

東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則をここに公布する。

令和3年10月 日

東広島市教育委員会
教育長 津 森 毅

東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東広島市伝統的建造物群保存地区保存条例（令和3年東広島市条例第35号。以下「条例」という。）第9条第7項の規定に基づき、東広島市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 審議会の庶務は、東広島市教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 第3条第1項の規定にかかわらず、最初に開かれる審議会の会議は、東広島市教育委員会が招集する。

選定までの流れ

